

「佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領」新旧対照表

現 行		改正後（案）	
<p>第1・2条 略 （公告等への記載）</p> <p>第3条 （1）～（3） 略 （4） <b>一般競争入札における場合は、最低制限価格の算定方法に関すること。</b></p> <p>第4～6条 略 附 則 この要領は、<b>平成26年6月2日</b>から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。</p> <p>別表（第2条関係）</p>		<p>第1・2条 略 （公告等への記載）</p> <p>第3条 （1）～（3） 略 （4） <b>（削る）</b></p> <p>第4～6条 略 附 則 この要領は、<b>平成29年7月18日</b>から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。</p> <p>別表（第2条関係）</p>	
1 <b>建設工事の指名競争入札における最低制限価格の算定</b>	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。	1 <b>建設工事の競争入札における最低制限価格の算定</b>	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。
2 <b>建設工事の一般競争入札における最低制限価格の算定</b>	<p><b>以下により算定する制限基準価格とする。</b></p> <p><b>制限基準価格</b>  <b>予定価格算定の基礎となった次の各号に掲げる工事区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合算額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</b></p>	2 <b>（削る）</b>	<b>（削る）</b>

	<p>ただし、その額が予定価格の100分の90を超える場合は予定価格に100分の90を乗じた額とし、予定価格の100分の66.7に満たない場合には予定価格に100分の66.7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>(1) 土木工事</p> <p>ア 直接工事費の額</p> <p>イ 共通仮設費の額</p> <p>ウ 現場管理費の額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 建築工事（建築工事に関連する電気設備及び機械設備工事並びに解体工事及びマンホールポンプ設置工事を含む。）</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額</p> <p>ウ 現場管理費の額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の1を乗じて得た額</p>		
--	--	--	--

	(3) その他の工事 (1)又は(2)に準じて算出した額。		
3 建設関連業務委託（測量、建設コンサルタント等業務委託及び建設関連維持管理等業務委託をいう。）の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の85を乗じて得た額とする。	2 建設関連業務委託（測量、建設コンサルタント等業務委託及び建設関連維持管理等業務委託をいう。）の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の85を乗じて得た額とする。
4 清掃等業務委託（清掃、警備（機械警備を除く。））の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。	3 清掃等業務委託（清掃、警備（機械警備を除く。））の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。
5 前2項以外の業務委託の競争入札において、最低制限価格を設定する必要がある場合の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。	4 前2項以外の業務委託の競争入札において、最低制限価格を設定する必要がある場合の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。